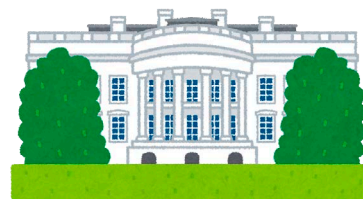


【連載】ワシントン便り

(第11回) 特許適格性の問題を巡る動き、SEPの政策声明の撤回など



(一財) 知的財産研究教育財団 知的財産研究所ワシントン事務所 所長
石原 徹弥 (ISHIHARA Tetsuya)

1. はじめに

今回のワシントン便りでは、まず米国知財業界の近況として、USPTOの施設の再開について紹介する。次に5月から7月に話題になったこととして、特許適格の問題を巡る動き、標準必須特許 (SEP) の政策声明の撤回、特許審判部 (PTAB) 関連の動きを紹介する。最後に、少額特許裁判所の話題についても紹介する。

2. USPTOの施設再開

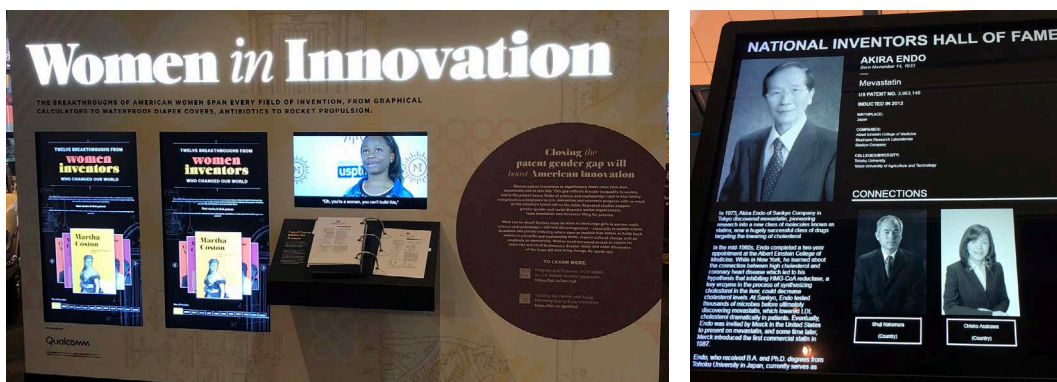
COVID-19の感染が拡大していた2020年3月16日、USPTOは庁の全施設を一般向けに閉鎖した。職員も大半が在宅勤務になった。それから2年以上にわたって閉鎖¹されてきたUSPTOの施設の一部が2023年5月25日に再開された。

再開後、筆者がUSPTOを訪れた日にはUSPTO職員間のイベント (コミュニティ・デー) が開催さ

図1 再開されたUSPTO (左) と全米発明家殿堂博物館 (右) の様子



図2 女性発明家の展示 (左) と殿堂入りしている日本人3名 (右)



- 1 閉鎖期間中に庁内にCOVID-19のワクチンの接種会場が設けられ、ワクチンを接種するためであれば接種会場までは入ることができた。

れ、ロビーに多くの人が集まっていた（図1左）。職員がボランティアで自部署の紹介ブースなどを設けて、職員間の交流を促進するイベントである。この2年間、筆者がUSPTOを訪問した中では最もにぎわっていた。Vidal長官の挨拶では、これまでに知的財産のエコシステムにアクセスできなかった人々に手を差し伸べるために庁内の全員が果たす役割が重要であり、USPTOが引き上げたい人々と共に、庁内の全員についても引き上げることを優先しているとのコメントがあった。

USPTOの一角にある全米発明家殿堂博物館（National Inventors Hall of Fame and Museum）も再開された（図1右）。Vidal長官の挨拶で触れていた知財のエコシステムにアクセスできなかった人々として、例えば女性やアフリカ系米国人がよく挙げられる。殿堂博物館にも女性発明家の展示（図2左）があるなど、これらの人々が政策的に注目されていることが分かる内容になっている。また、殿堂入りしている600名超の発明家を出身国などで検索できるようになっている。出身国を日本にして検索すると、コレステロール値を下げる薬の成分に関する発明した遠藤章博士、青色LEDを発明した中村修二博士、視覚障害者用のWeb読み上げ技術を発明した浅川智恵子博士の3名が表示される（図2右）。

3. 特許適格性の問題を巡る動き

（1）訟務長官が最高裁にAAM事件の審理を求める意見書を提出

特許適格性が争点となり、訴訟の行方が注目されてきたAmerican Axle & Manufacturing (AAM) v. Neapco事件に関して、連邦政府訟務長官（Solicitor General）²は5月24日、最高裁に対して審理を求める意見書を提出した。この事件では、自

動車用ドライブシャフト（プロペラシャフト）の製造方法という、従来からよく見られた機械部品の製造方法の特許クレームについて連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）が特許適格性を否定し、大きな話題になった。そして、2020年7月31日にCAFCにおける大法廷再審理申立てが棄却され³、AAM社は2020年12月28日に最高裁に裁量上訴を認めるよう求める請願書（Petition for Writ of Certiorari）⁴を提出していた。これを受けて2021年5月3日に最高裁が訟務長官に対して意見を求め、意見書の提出が待たれていた。

意見書⁵では、本件で提示された問題として以下の2点が挙げられ、この2点を検討した結果が記載された。

- ・2種類の振動を同時に軽減するドライブシャフトの製造方法をクレームするAAM社特許のクレーム22は特許法第101条に基づいて特許適格性があるか。
- ・特許法第101条が規定する特許適格性は、裁判所がクレームに基づいて判断する法律問題か、陪審員が技術水準に基づいて判断する事実問題か。

1点目の問題については、AAM社特許（特許番号：7,774,911）のクレーム22は自然法則を対象としており適格性がないとしたCAFCの判断について、当該技術は歴史的に特許保護が可能な技術や方法の典型例であるにもかかわらず、CAFCはこれまでの最高裁判例と逆の結論を導いており誤っていると指摘している。そして、とりわけMayo最高裁判決及びAlice最高裁判決に基づく法理（Mayo/Alice法理）を巡って下級裁判所で混乱が生じており、特許適格性の検討に当たってこの法理がどのように適用されるべきかを明確化するために最高裁は上訴を認めるべきだと述べている。

その論拠として、クレーム22は複数の振動を同

2 司法省に所属し、最高裁における政府関連訴訟を監督する役職。

3 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2020/20200820.pdf

4 https://www.supremecourt.gov/DocketPDF/20/20-891/164795/20201228135349598_Petition.pdf

最高裁が上訴を認めて事件を審理するか否かは最高裁の裁量に任されており、判断に当たっては事件の重要性や判例統一の必要性などが考慮される。Writ of Certiorariとは最高裁が上訴を認めた場合に下級裁判所に対して事件の移送を命じる命令書のことである。

5 https://www.supremecourt.gov/DocketPDF/20/20-891/226156/20220524150114156_20-891%20-%20American%20Axle%20CVSG.pdf

時に抑制するための自動車用ドライブシャフトを製造するという目的を達成するための手段を段階的に記載しており、101条に基づいて150年以上にわたって特許適格性が認められてきた方法に該当することをまず述べている。Mayo/Alice法理の適用に当たっては、これまでの101条に関する最高裁判例に広く目を向けるべきであるとし、自然法則がクレームの一部に含まれていても産業上の方法として適格性が認められた裁判例を取り上げている。

また、CAFCの判事がたびたび101条の適用の明確化を最高裁に求めていることや、2019年1月にUSPTOが発行した特許適格性に関するガイダンスにおいて最高裁の適格性法理を齟齬なく適用することは困難であると記載されたことを述べている。

さらに、本件は適格性法理に関するこのような不明確さを解消するのに適切な事件であると述べている。本件は、ソフトウェアや生命科学と比べてより伝統的な製造技術であるから、最高裁が過去の判例から原理原則を導き出すことで、他の分野への展開が可能であるとしている。

2点目の問題については、101条の実体的な適用基準に左右されるため、まず1点目の実体的問題について上訴を認めた上で、必要であれば2点目の手続的問題を取り上げるべきだとしている。

上訴を認めるべきかどうかの判断に当たって、最高裁は訟務長官の意見に従うことが多いといわれていた。また、多くの米国知財関係者が訟務長官の意見書に賛同しており、上訴が認められ最高裁により適格性法理の明確化が図られることが期待されていた。

(2) 最高裁がAAM事件の裁量上訴を却下

しかし、最高裁は6月30日付の命令書⁶でAAM v. Neapco事件の裁量上訴の却下を通知した。却下

の理由は付されなかった。

本件を含めて最高裁は特許適格性に関する事件の裁量上訴を全て却下しており、特許適格性を巡る状況は混沌としている。米国知財関係者からは、最高裁が訟務長官の意見を聞き入れなかったことに落胆するとともに、CAFCの判断が否定されなかったため特許適格性に関連する特許取得はさらに困難になったのではないかという声がある。

今後について米国知財関係者からは、議会による立法やUSPTOによるガイダンスの策定により、適格性法理の明確化が図られることが期待されている。

(3) USPTOが特許適格性に関する意見募集の結果を議会に報告

6月28日、USPTOは特許適格性法理の現状について報告書⁷を議会に提出した。Thom Tillis議員（ノースカロライナ州選出、共和党）やChris Coons議員（デラウェア州選出、民主党）らがUSPTOに対し、Alice判決やMayo判決といった最高裁判例によって構築された適格性法理の影響について調査するよう要請したことを受け、USPTOは2021年7月に意見募集を行っていた⁸。今回の報告書は、産業界や実務家、学者などから提出された141件の意見を踏まえてまとめられた。

報告書のポイントは以下のとおり。

- ・適格性法理は明確で予見可能性があり一貫したものであるべきというのが共通した認識である。
- ・大規模なハイテク企業やコンピュータ関連企業は現状を支持する傾向にある⁹。
- ・スタートアップや中小企業、ライフサイエンス関連企業は現状を支持しない傾向にある¹⁰。
- ・現在の適格性法理を支持する理由としては、過度に広い特許を巡った特許訴訟の減少により訴訟費

6 https://www.supremecourt.gov/orders/courtorders/063022zor_5he6.pdf

7 <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTO-SubjectMatterEligibility-PublicViews.pdf>

8 <https://www.jetro.go.jp/world/ipnews/us/2021/018fcc834e178be6.html>

9 具体的には、MicrosoftやAmazon、GoogleなどがメンバーとなっているHigh Tech Inventors Allianceなどは、現在の適格性法理は十分に明確で予見可能性があり一貫していると述べた。また、米国知的財産権者協会（IPO）も団体内で意見が分かれているものの、現在の適格性法理は定着しつつあるとする意見があると述べた。

10 具体的には、QualcommやAbbVieなどがメンバーとなっているInnovation Alliance、米国知財法協会（AIPLA）、ニューヨーク知財法協会（NYIPLA）、大学技術管理者協会（AUTM）などは、現在の適格性法理は不明確で予見可能性がないと述べた。IPOもバイオ、製薬企業にとって現在の適格性法理はマイナスの影響があると述べた。

用が抑えられていることや、技術の共有が促進されていることなどが挙げられた。特に人工知能（AI）や量子コンピュータなどの新興技術の関係者は、最高裁判決以来、投資が増加していると述べた。

- ・現在の適格性法理を支持しない理由としては、特許を取得しづらくなったことや、権利行使をする際の予測可能性が低下したことなどが挙げられた。スタートアップや中小企業からは、小規模な投資が抑制される結果、資金力の強い大企業が市場を支配するようになったと指摘があった。
- ・医療診断や精密医療の分野の企業は特許ではなく営業秘密などの他の方法で知財を保護するようになり、新しい技術情報が開示されなくなった。

USPTOのプレスリリース¹¹によると、USPTOは米国の特許制度を明確で一貫性のあるものとするため、2019年の特許適格性審査ガイダンス¹²を分析したり、適格性に基づく拒絶理由への応答を遅らせることができる試行プログラムを実施したりしている¹³としている。また、機能的クレームに関するガイダンスの発行を検討中であることも明らかにしている。USPTOは今後も多様な関係者との意見交換を続けるとしている。

報告書を踏まえて、関係者からは、報告書ではUSPTOの明確な指針が示されておらず、このままでは特許適格性に関する混乱が深まりイノベーションが抑制されると危惧する意見がある。

4. 司法省などが2019年のSEPの政策声明を撤回

6月8日、司法省（DOJ）、USPTO及び国立標準技術研究所（NIST）は、標準必須特許（SEP）の救済に関する2019年の政策声明を撤回すると通知した¹⁴。2021年7月のバイデン大統領による競争促進のための行政命令で見直しを求められたことを受け、2021年12月に政策声明の改定案を公表して意

見募集を行っていた¹⁵。167件の意見が提出され、これらの意見を検討した結果、標準設定における競争とイノベーションを促進するためには政策声明を撤回することが最良と結論付けたとしている。

通知においてUSPTOのVidal長官は、新しい産業で主導権を握るために国際標準となり得る技術への研究開発投資が重要であること、米国の多国籍企業や中小企業、スタートアップが国際的な標準化団体に多く参加することが必要であることを指摘した上で、米国経済の持続可能で長期的な成長をもたらすための施策を支援すると述べている。

また、通知では、司法省はSEP保有者や実施者が反競争的に市場力を利用していないかをケースバイケースで判断し、バイデン大統領の行政命令に従ってDOJ、USPTO、NISTが協力を続けると述べている。標準化団体及びRAND/FRANDによるSEPライセンスの拡大により、イノベーションの促進、消費者の選択の多様化、産業競争力の強化につながるとしている。最後に、標準化団体は参加者にFRANDによるライセンスを求めることがあり、FRAND宣言の内容は団体ごとに異なるものの、契約上の義務として米国法令に基づいて解釈され続けている。

2019年の政策声明はSEP保有者（特許権者）に有利な内容、2021年の改定案は実施者に有利な内容であったため、意見募集を受けて改定案にどのような変更がなされるかが注目されていた。しかし、今回の決定により改定案は採用されず、現時点でこの問題について公式な政策声明がない状態となった¹⁶。よって裁判所がSEP関連訴訟において競争法の問題を案件ごとに検討する裁量を与えられたこととなり、バイデン政権としてはSEPに関していったん中立の立場をとったと考えられている。DOJがSEP保有者のどのような行為を反競争的と判断するか不明であり、この不透明さにより紛争が増加

11 <https://www.uspto.gov/subscription-center/2022/following-series-supreme-court-decisions-new-uspto-report-patent-subject>

12 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2019/20191018.pdf

13 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2022/20220112.pdf

14 <https://www.justice.gov/opa/pr/justice-department-us-patent-and-trademark-office-and-national-institute-standards-and>

15 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2021/20211208.pdf

16 2013年にDOJとUSPTOが公表した政策声明は2019年の政策声明の公表時に撤回されている。

するだろうという意見も聞かれる。

通知が出される前の6月6日には、Scott Peters 議員（カリフォルニア州選出、民主党）及びBill Posey 議員（フロリダ州選出、共和党）が2019年の政策声明の維持を求める書簡¹⁷をバイデン大統領に送付していた。書簡の中で両議員は、2021年の改定案は侵害の救済を不必要に縮小してイノベーションを弱体化するとし、SEPが侵害された場合には米国法で認められている救済が与えられるべきであり、改定案が採用されると米国の競争優位性が外国に移る可能性があるなどと述べていた。

また、今回の撤回を受けて、GoogleやAppleなどから成るSave Our Standardsは撤回を歓迎する声明¹⁸を出し、DOJがSEPライセンスにおける反競争的な戦略について調査することを期待すると述べた。QualcommやAbbVieなどから成るInnovation Allianceも撤回を歓迎し、SEPが侵害された際に裁判所が適切な救済を判断することが可能になると述べている¹⁹。

5. PTAB関連の動き

(1) Leahy 議員らがPTAB関連規定を改正する法案を上程

上院司法委員会知財小委のPatrick Leahy 議員（バーモント州選出、民主党）は6月16日、USPTO 特許審判部（PTAB）を改革する法案であるPatent Trial and Appeal Board Reform Act of 2022²⁰を上程した。Thom Tillis 議員（ノースカロライナ州選出、共和党）及びJohn Cornyn 議員（テキサス州選出、共和党）が共同提案人となっている。上程に当たってのプレスリリース²¹では、米国の発明家を保護するために特許は質の高いものである必要があり、この法案はPTABの公平性と透明性を高める

ことで当事者双方にとって有益であるとしている。

Leahy 議員は、この法案は上院が超党派で協力・妥協して大きな成果を目指したことで成し遂げられたと述べている。

法案の主な内容は以下のとおり。

① 審決の長官レビューを成文化

Arthrex 事件最高裁判決を踏まえて、PTAB 審決をUSPTO 長官がレビューする手続を規定する。また、法案の成立後18カ月以内にレビューのタイムラインやレビューの基準を定める規則を制定すること、レビューの請求者向けのガイドラインを作成することを求める。

長官レビューの手続は現在暫定的に実施されており、USPTOが運用を明確化するための通知を段階的に出している²²。

② IPRの請求回数を制限

PTABにおける当事者系レビュー（IPR）について、過去に同じ請求人により同じクレームについてIPRが行われていた場合には、IPRの審理開始を禁じる。これは特許権者が何度も特許権を防御しなければならないのは不当であるという問題意識に基づく。

知財関係者からは、異なるクレーム解釈があるなど、レビューを複数回申請することが正当化される場合があり、議員らが指摘するような特許権者への嫌がらせではないケースもあるとの指摘がある。そして、同法案については、議員らは当事者が手続をどのように進められるのかに関して明確化を試みているのではないかとする見解がある。

③ 裁量によるIPRの審理開始拒否を制限

進行中の民事訴訟を根拠にPTABにおいてIPR

17 https://posey.house.gov/uploadedfiles/biden_sep_06062022_final.pdf

18 <https://www.saveourstandards.com/save-our-standards-applauds-withdrawal-of-2019-standard-essential-patent-policy-statement/>

19 <https://innovationalliance.net/from-the-alliance/innovation-alliance-applauds-the-biden-harris-administrations-announcement-on-standard-essential-patents/>

20 <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/senate-bill/4417/>

21 <https://www.leahy.senate.gov/press/leahy-cornyn-and-tillis-introduce-bipartisan-bill-to-ensure-the-patent-trial-and-appeal-board-is-a-fair-and-predictable-forum-for-all-parties>

22 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/us/2022/20220602.pdf

の審理開始を判断することを禁止する。法案の説明資料によると、この規定は、いわゆる Fintiv ルールに基づき、進行中の民事訴訟で提示された不確実な審理日程を根拠に PTAB において IPR の審理開始が拒否される事例が多いという問題意識が背景にある。Fintiv ルールとは、IPR と裁判所での特許権侵害訴訟が併存する場合に IPR の審理開始を拒否できる運用であり、考慮要素の1つである訴訟審理日程の設定について Tillis 議員が問題視していた²³。

Leahy 議員が2021年9月に上程した法案にも、PTABの裁量による審理開始拒否の制限が含まれていた²⁴が、このアプローチに対しては一部の知財関係者から、PTABにおいて地裁手続と並行して何度も特許の有効性が争われる事態を招き、特許権者に不利になるといった批判が出ていた。

実務では、IPRが審理開始された場合にはIPRで提起可能だった無効事由を訴訟手続で追及しないとする同意書（stipulation）を地方裁判所に提出することで Fintiv ルールに基づく審理開始拒否を回避する慣行が広まり、審理開始拒否は減少していた。知財関係者からは、この法案が成立すれば、同意書が不要となり地裁で主張できる無効事由の幅が広がると期待する声がある。また、Fintiv ルールは、地裁の審理日程だけでなく複数の要因を考慮するため、全面的な破棄を支持しないとする意見もある。

④ IPR におけるクレーム解釈基準を明確化

PTABのIPRにおけるクレーム解釈に当たっては、民事訴訟と同じ基準を用いることを規定する。

⑤ 審決後のタイムラインを規定

PTABによる審決の後、長官は特許性がないと判断されたクレームを60日以内に取り消すこと、

PTABもしくは長官による審決の見直しは120日以内に結論を出すことを求める。

⑥ 審決に控訴できる者の範囲を拡大

PTAB審決に基づいて禁反言を主張され得る者であればPTAB審決に対して控訴できることを規定する。

⑦ 中小企業の PTAB 費用を補助

小規模事業体及び極小規模事業体がIPRもしくは特許付与後レビュー（PGR）の請求を受けた場合に、特許を守るために必要となる費用の全額をUSPTOが負担することを規定する。その対象は、IPRやPGRの請求に対する応答、ディスカバリー、PTABにおける再審理などの申立て、CAFCからの差し戻し後の手続、証人や弁護士などにかかる合理的な費用とされている。

(2) USPTO、PTABの審理開始拒否に関するガイダンスを公表

USPTOのVidal長官は6月22日、PTABにおけるIPRやPGRの裁量による審理開始拒否に関する暫定ガイダンス²⁵を公表した。

このガイダンスはFintivルールについて、考慮要素の適用方法を明確にするため、現行のPTAB実務を明文化したものである。

USPTOは2020年10月にこの問題について意見募集²⁶を実施していた。Vidal長官は、提出された822件の意見を踏まえて規則改正を検討中であり、その公表前に現時点で運用の明確化が必要な点について今回のガイダンスを定めたとしている。

ガイダンスでは、PTABがFintivルールに基づいて審理開始を拒否しない場合として、以下の3つを

23 Tillis 議員はテキサス州西部地区連邦地方裁判所 Waco 支部の審理日程が非現実的に早く設定されているとして、2021年11月にUSPTOに調査を依頼していた。

24 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2021/20211115.pdf

24 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2021/20211012.pdf

25 https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/interim_proc_discretionary_denials_aia_parallel_district_court_litigation_memo_20220621_.pdf?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term=

26 <https://www.federalregister.gov/documents/2020/10/20/2020-22946/request-for-comments-on-discretion-to-institute-trials-before-the-patent-trial-and-appeal-board>

挙げている。

- ・請求人が特許無効を示す説得力ある証拠 (compelling evidence) を提示した場合
- ・被請求人が国際貿易委員会 (ITC) の手続を根拠として Fintiv ルールに基づく却下を申し立てている場合
- ・請求人が、IPR が審理開始された場合には IPR で提起可能だった無効事由を訴訟手続で追及しないとする同意書 (stipulation) を裁判所に提出した場合

さらに、PTAB が併存する訴訟の日程を考慮する場合 (Fintiv ルール第2要素) には、公判までにかかる期間の中央値²⁷が審決の法定期限日とはほぼ同じ、もしくは期限日より遅い場合には、審理開始を拒否しない要素として評価されるとしている。また、PTAB は Fintiv ルールのみでなく、IPR の開始を規定する特許法第314条 (a)、PGR の開始を規定する324条 (a)、他の手続または訴訟との関係を規定する325条 (d) に基づいて審理開始を拒否できるとし、例として請求人による手続の乱用がある場合を挙げている。

USPTO が同日に公表した PTAB の統計報告²⁸によると、Fintiv ルールに基づく審理開始拒否は2021年の第3四半期以降減少している。USPTO は Fintiv ルールに基づく審理開始拒否が減少している事実について、セミナーなどを通じて発信を続けている。

今回のガイダンスの公表により、審理開始拒否はさらに減少することが予想されている。

6. 少額特許裁判所の設立の要否について 意見募集を開始

米国行政協議会 (ACUS) は5月3日付の官報²⁹で、少額特許裁判所 (Small Claims Patent Court)

の設立に関する調査の一環として意見募集の開始を通知した。この調査は、2021年1月に Tillis 議員や Leahy 議員らが USPTO に要請し、USPTO が ACUS に実施を依頼したものである。議員らは書簡の中で、特に中小企業やスタートアップにとって、裁判所での訴訟に多額の費用や時間がかかるために、資金力のある大企業によって特許が侵害された場合に対抗する手段がないことが問題であると指摘している。

この調査のコンサルタントとしてマーケット大学ロースクール教授の Kali N. Murray 氏、デューク大学法学部教授の Arti K. Rai 氏、テキサス大学法学部教授で ACUS 会員の Melissa F. Wasserman 氏が就任しており、3名とも特許法と行政法の関連について著名な学者である。

ACUS は官報で特に以下の9点について意見を募集した。意見提出の締切りはいったん7月5日とされたが、7月12日付官報で8月26日までに延期された。ACUS は2023年に報告書を USPTO に提出する予定である。

- ・少額特許裁判所の必要性
- ・少額特許裁判所の設立に関して政策的もしくは実務的な検討事項
- ・少額特許裁判所の設置場所 (連邦裁判所、憲法1条に基づく裁判所³⁰、行政審判 (Administrative Tribunal) のいずれか)、構成、内部構造
- ・少額特許裁判所における手続を進行する担当官の選定・任命・監督
- ・少額特許裁判所の裁判管轄、手続への参加は強制か任意か、他の裁判所などに案件を移送できるか
- ・少額特許裁判所における申立て、ディスカバリー、裁判外紛争解決 (ADR) などの手続やルール
- ・少額特許裁判所が命じ得る救済方法
- ・少額特許裁判所による決定の法的効果

27 当事者は以下の連邦裁判所のウェブサイトに掲載されている地区ごとの裁判統計を参照できると紹介されている。

<https://www.uscourts.gov/statistics/table/na/federal-court-management-statistics/2022/03/31-1>

28 https://assets.law360news.com/1505000/1505073/ptab_parallel_litigation_study_20220621_.pdf

29 https://www.acus.gov/sites/default/files/documents/ACUS-RFI-Small-Claims-Court_0.pdf

30 連邦最高裁判所、連邦控訴裁判所、連邦地方裁判所は憲法3条に基づいて設立されているのに対し、憲法1条で規定された連邦議会の権限に基づいて立法により設立された裁判所のことで、Legislative Courts と呼ばれる。租税裁判所 (United States Tax Court)、連邦請求裁判所 (United States Court of Federal Claims) など

・少額特許裁判所による決定に対して行政または司法による見直しを求められるか

少額特許裁判所の設立の要否については米国において長年議論されており、早くは1990年に商務大臣により組織された特許法改革のための諮問委員会が連邦裁判所における少額特許紛争のための手続について調査を提案していた。2012年5月にはUSPTOと著作権局が共同で専門家会合を開催して特許及び著作権の少額紛争手続について議論するなど検討が続けられ、2012年12月にUSPTOが少額特許紛争の手続の必要性について意見募集³¹を実施

したが、その後動きがなかった。

著作権については、2020年12月にCopyright Alternative in Small-Claims Enforcement Act of 2020 (CASE Act)³²が成立し、著作権局に著作権紛争委員会 (Copyright Claims Board、CCB) が設立された。この委員会は3名から成る審判体であり、3万ドルまでの著作権紛争について、裁判所の代わりに効率的な解決方法を提供することを目的としている。CCBは2022年6月17日から請求の受け付けを開始した。CCBのWebサイトで検索すると7月18日時点で58件の請求が確認できる。

石原 徹弥 (ISHIHARA Tetsuya)

2001年、特許庁に入庁し、特許審査官、審判官のほか、秘書課長補佐（弁理士制度企画班長）、審査基準室長補佐（基準企画班長）、調整課長補佐（企画調査班長）、品質管理室長などを経験。また、経済産業省知的財産政策室長補佐、テキサス大学オースティン校客員研究員、津田塾大学非常勤講師を経験。2020年7月より現職（ジェトロニューヨーク知的財産部長を兼務）。米国IP study Groupのメルマガを配信中。

31 <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2012-12-18/pdf/2012-30483.pdf>

32 <https://www.copyright.gov/legislation/copyright-small-claims.pdf>